

第 34 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 12 月 6 日（金） 午後 3 時 30 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、6 番 金子俊博、
7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史、10 番 垣谷征志、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
2 番 弘瀬正彦
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（3 件）
議案第 2 号 非農地証明願について（1 件）
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
 - （3）その他の討議・報告事項について

議長 時間が来ましたので、予定の定員も来ましたので、これより12月の定例会を始めたいと思います。何か師走になりまして慌ただしい時期になりますが、またインフルエンザ等も流行してるようでございます。また、師走に向けて皆さん忙しいと思いますが、体には十分に気を付けて、風邪など引かせないように、健康に気を付けてお正月を乗り切っていただきたいと思います。それでは、定例会入りたいと思いますが、今日欠席者5名ほどおりまして、〇〇さん、〇〇さん、それから〇〇さんと〇〇さんが欠席ということで、〇〇さんも急きょ欠席ということで5名の欠席でございますが、会の方としては成立をしております。それで、その議事録署の名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速議案に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請が3件出ておりますが、1番より、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請、3件出ております。まず、番号1番、譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町蜷川字仁井屋敷751番3、畑161平米。同じく、字仁井屋敷760番、畑235平米。同じく、字仁井屋敷764番1、畑149平米となっております。理由としましては、所有権の移転・売買となっております。

2ページからをお願いします。まず、航空写真ですけれども、場所としまして、であいの里蜷川を奥に入っていくまして、蜷川の集落がある地域となっております。県道が上下通っておりますが、こちらから一段上がりました高い場所になります。

続きまして、3ページがゼンリンの地図となっております。

続いて、4ページが拡大の航空写真です。こちらですが、以前、議案の中で取り上げさせていただいた場所になります。こちらの申請地にありますこの建物が空き家となっております。以前、定例会の中で町の空き家バンクに登録されている物件に付属した農地ということで、議題に挙げさせていただきました。当時、3条申請に30aの耕作面積要件があったため、この対策として町の空き家バンクに登録している物件に入居する場合、この周辺に付属する農地を取得するに当たっては免責要件を免除できるという手続きを行った経過がありました。今現在は、この3条申請からは、この免責要件は削除されています。続いて、次の5ページが公図となっております。申請地の真ん中にある753というところが、今回の譲渡人さんの土地で宅地となっております。すいません、751-1、その下になる場所も同じ地権者で宅地となっております。

続きまして、次の6ページ、7ページが現況写真となっております。6ページの方が家の前側、玄関側に位置する場所で、7ページが家の裏側に位置する場所となります。

続きまして、8ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受

人は現在は家庭菜園により野菜等を栽培している。今後は、申請農地とともに、隣接する空き家も取得し居住する予定であり、これらの状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、〇〇となっております。所有機械としてまして、軽トラックと草刈機です。

第2号と第3号は、該当ありません。第4号につきましては、年間250日の作業従事日数となっております。第5号については、該当ありません。第6号、地域調和につきましては、当該地に隣接する空き家を購入予定である。農地取得後は野菜を栽培することであり、周辺農地への影響はないものと見込まれます。こちらですが、申請者は〇〇、ご両親の方も一緒に入居予定のようで、ご両親がその農地の管理もされますもし、ご本人もよく週末などには帰ってきて、農地の世話、管理をしていくということのようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 11月の30日に現地の方と一緒にきましたが、ちょうど、〇〇から帰ってまして、そのお話を聞くことができました。〇〇さんは〇〇のご出身で、ご両親も〇〇においでということで、ご両親とともに、またこちらのおうちの方も住まわれるような予定をされてるようで。それで耕作、あと菜園の方を、土地も家庭菜園なんかでしていこうというふうな状況だと思います。それで、今畑の状況は、6ページ、7ページを見ていただいたら分かるようにすぐにでも畑ができるようなので、〇〇さんがこの間も帰られて、すごく整備をされていたようです。だから、もうすぐに移っても耕作ができるような状態ですので、一応そこらへんの審議の方をしていただいたらいいかなと思います。そういうことですので、お願いします。

議 長 今、〇〇さんの方からも問題はないのではないかというような意見がありましたが、何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 〇〇に住みようが？

〇〇委員 〇〇においでみたいです。〇〇でおいでみたいです、ゆくゆくは津波の関係なんかもあるので、ここの土地と、あと住宅の方も買うような感じで話を進めてるようにも聞きましたので、はい。耕作するには十分土地は広いですし、あとこれぐらい整備されてるので問題はないかと思います。

議 長 いいですかね、〇〇さん。何かほかに、この件につきまして質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。この3条許可申請の1番につきまして承認をされます方、举手願います。

举手全員です。3条許可申請1番につきましては、承認をされました。続きまして、3条許可申請の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。3条許可申請の2番です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町田野浦字家ノ前1788番1、畑2,252平です。理由としまして、所有権の移転・売買となっております。

9ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としまして、田野浦の家ノ前団地上っていったところになりまして、かなりもう上がって行って奥の方で、高さのある場所となっております。

10ページがゼンリンの地図となっております。

次、11ページが航空写真です。

12ページが公図となっております、申請地の右側、1785-1と1785-2、こちらも今回、申請者〇〇さんが利用権設定の今手続きを進めているところのようです。左側の方についても、1788-3、ひと区画飛ぶがですけども、そちらも利用権設定の手続きを進めているということのようです。現状、1788-2は、まだちょっと空いているという状況になっています。

続きまして、13ページが現況写真となっております。ちょっと見ていただくとおり、もう今、バックホーなどであらけているという状況です。

続いて、14ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人は主に柑橘類を栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として〇〇、所有機械としてまして、バックホー3台、トラクター3台、トラックが5台となっております。第2号と第3号については、該当はありません。第4号につきましては、年間250日の作業従事日数となっております。第5号についても、該当ありません。第6号、地域調和につきましては、農地取得後は、柑橘類を栽培する。防除の際は周辺へ細心の注意を払いながら耕作するため、周辺農地への影響はない。また、農業用施設等の使用については、他の農業者と協力しながら行うとのことでした。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありました。担当委員さん、私が近くでハウスをしている関係で毎日ここを見ようわけですが、もうほとんど、まだその許可がないうちから草あられて、バックホー等で開拓いか整地しておりまして。ほんで、この〇〇さんという人は、

〇〇さんの奥さんやったかね。何か〇〇の人らしいけど、〇〇さんか、その〇〇さんか、どっちかじゃないろうか。かなりな高齢の人で。その〇〇さんは亡くなって、その奥さん名義になっしょうがやないろうかと思う。もともとは〇〇の人ながですけど、私もこの〇〇さんという人はように知らながですけんど、もうよう作らんで買うてくれと言うてきたいうて。ほとんど荒れた状態でずっと置いちょったがですけんどもう買うてくれんかというて。言うたら3条申請の方になったというようなわけです。〇〇さんも一部やってみましたけど、〇〇さんがほとんどやっています。ほんで、〇〇許可をしたいと、自分はそう思うしょうがですけんど。以上ですが、何かこの件につきまして質疑ありませんかね。いいですかね。それでは、承認を受けたいと思います。3条許可申請の2番につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。2番につきましても、承認をされました。続きまして、3条許可申請の3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 3条許可申請、3番です。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町出口字西ナカズカ 2400 番、田 1778 平米。同じく、出口字スベルバイ 2419 番、田 462 平米です。理由としまして、所有権の移転・売買となっております。

15 ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所としまして、この上に山林をちょっと開けて広くなってる場所が、〇〇さんの資材置き場、作業場となっていてところです。下に行くとも竹島の方に行く道となっておりますが、そこの中にある谷になっている場所です。こちらについては、これまで申請者〇〇さんが3条申請で一体的に取得してきた付近の場所となっております。

続いて、16 ページがゼンリンの地図です。

続いて、17 ページが拡大の航空写真となっております。こちらについて、これまでの申請で、付近の場所について3条申請で手続きをされているところが、今、もうほとんどとなっております。実際、かなりもう山林のような場所になってまして、申請者、〇〇さんとの話だったんですけども、非農地ではなく3条申請なのですねという話をしましたら、やっぱりその申請者、〇〇さんが、農地の使えるところはできるだけ農地で残していきたいという考えがあって、3条申請で手続きをしているということのようです。実際、その地域の方でも、なかなか耕作者がいない田んぼなど、〇〇さんが地域の協力といった形でお手伝いしていたりするところがあるので、そういったできるだけ農地で残したいという考えの下で3条申請をしているというお話でした。

18、19 ページが公図となっております。

そして、20 ページと 21 ページが現況写真となっております。

続きまして、22 ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用につきまして、譲受人は水稻及び果樹、季節野菜を栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれま

す。作業従事者として、〇〇となっております。所有機械としてまして、トラクター、コンバイン、田植え機となっております。第2号と第3号については、該当はありません。第4号については、年間300日の農作業従事日数となっております。第5号については、該当はありません。第6号、地域調和については、申請地は長年耕作できておらず、現在は荒れ地となっている。譲受人は当該農地を整備して耕作できる状態まで普及させる予定である。譲り受けた後は果樹を栽培する予定であり、周辺地域への影響はないものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。この件については、〇〇委員の方が詳しいと思います。

〇〇委員 現況写真見てもろうたら分かると思いますが、21ページ、とてもじゃないですが入れるようなところじゃないです。〇〇さんが土を捨てていって、ある程度になったらブントンを植える計画だそうです。〇〇さんにハウスとかで聞いたら、〇〇で、もう作るあてもないということで、〇〇さんの方に任せてやってもらうということで納得してますので。以上です。

議 長 今、〇〇君の方からも説明がありました。ほとんどもう耕作放棄というか山で、非農地証明でもええんじゃないかというところですけど、〇〇の方が、そこを土を入れて、後々その果樹を植えて農地に戻すということでございますので、まあ3条申請で出てきたのかなということでございます。特に、以前からずっと非農地と3条許可申請で〇〇の方がずっと前から出てきておるところでございますので、あそこの土場の左側一帯でございますので問題ないかと思いますが。何かこの件につきまして質疑質問ある方。非農地でも山でございまして、もう農地にしてもろうた方がええとは思いますが。今はもう道もなく、入っていくようなところもあります。いいですかね。ほかにないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。3条許可申請の3番につきましても、承認をされました。続きまして、議案第2号、非農地証明願につきまして1件出ておりますが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。議案第2号、非農地証明願、1件出ております。まず、番号1番、〇〇さんです。願出地として、黒潮町上田の口字森屋式41番、畑251平米です。願出理由として、20数年前に耕作を放棄し、現在は草本や灌木、その他の自然植栽が広がり、原野となっているとのことです。

23ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所として、上田の口

の集落の方に入っていまして、その中の家の裏山みたいになっている場所となります。
24 ページがゼンリンの地図となっておりまして、25 ページが拡大の航空写真です。こちらですけども、本当に家の裏山になっているとこで、かなり家よりか高さがある場所になっています。

続いて、26 ページが公図となっています。続きまして、27 ページが現況写真となっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で何か補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 これ、〇〇を初めて聞いたがよ。〇〇といってもう亡くなったけど、私が田んぼを借りて作りよったがよ。その人ということを知らずに私は行ったがよ。けど、なかなか聞くことができなかったけど、場所としては、非農地として問題ないと思います。

議 長 今、〇〇さんの方からも、非農地にしても問題ないだろうというようなことですが、何かこの件について質疑ありませんか。

〇〇委員 26 ページの公図のところですけど、願出地が 41 で出てるがですけど、その上の 40 も〇〇さんという名前があるがですけど。ここも山林みたいな感じですけど、これは畑でそのまま登録いうがでしょうかね。

事務局 すいません、ちょっと理由は分らんがですけど、今回はこの 41 番だけで。

議 長 ほかに何かありませんかね。いいですかね。
(質疑等なし)

よければ、承認を受けたいと思います。非農地証明願につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願につきまして、承認をされました。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。利用権の設定ですが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号は、1 ページ目をお願いします。利用権の設定で、今回全て中間管理のものとなっております。まず、最初の分から説明をさせていただきます。6-60、大方 6-57 と、同じく 6-61、6-58。貸付人、〇〇さんです。借受人としまして、高知県農業公社です。設定期間として、令和 6 年 12 月 9 日から令和 9 年 12 月 8 日の 3 年間となっております。場所としまして、黒潮町加持字小川 4493 番と、同じく 4523 番、田んぼとなっております。面積としまして、1,468 平米および 1,242 平米となっております、内容としまし

ては水稻。10 a 当たりの借り賃が〇〇円となっております。こちらについては、高知県農業公社とで利用権の設定後、〇〇さんと利用権設定するということです。こちら、再設定となっております。続きまして、6-62、大方 6-59。貸付人、〇〇さんです。借受人として、同じく高知県農業公社です。設定期間として、令和 7 年 1 月 7 日から令和 10 年 1 月 6 日となっております。10 a 当たりの借り賃、〇〇円となっております。こちらが高知県農業公社と利用権の設定後に、〇〇さんと利用権設定をするということです。こちらも再設定となっております。

続きまして、6-63、大方 6-60。貸付人、〇〇さんです。設定期間として、令和 7 年 2 月 4 日から令和 10 年 2 月 3 日となっております。場所として、黒潮町浮鞭字西坂ノ南 1901 番。畑、面積が 1,060 平米のうち 992.5 平米となっております。内容として、ブロッコリーとなっております。10 a 当たりの借り賃が〇〇円となっております。続きまして、場所の方が多黒潮町字岩田坂 2441 番、畑。面積、753 平米のうち 743.1 平米で、以下、同じ内容となっております。こちらも県農業公社と利用権設定後は、〇〇さんと要件設定をするということです。同じく再設定と、こちらもなっております。

2 ページ目の方にいしまして、6-65、貸付人、〇〇さんです。こちら、設定期間として、令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日。場所の方が、黒潮町田野浦字西間 3247 番。畑、面積 1,977 平米、作目が果樹。10 a 当たりの借り賃が、〇〇円となっております。続いて、同じ貸付人さんのところで、場所は田野浦の字西間 3386 番、畑 796 平米。同じく果樹で、10 a 当たり〇〇円となっております。続きまして、6-68、大方 6-65。貸付人、〇〇さんです。期間として、同じく令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までとなっており、場所の方が田野浦字塩入 3512 番、畑 1,613 平米。以下、全て同じとなっております。

続きまして、6-69、大方 6-66。貸付人、〇〇さん。期間は同じでして、場所の方が田野浦字塩入 3513 番、畑。面積、3,315 平米のうち 3,020 平米です。以下、同じとなっております。

続いて、6-70、大方 6-67。黒潮町田野浦 963 番地 13、〇〇さんです。期間は同じとなっております。場所として、田野浦字西間 3387 番、畑 933 平米。以下、同じとなっております。6-71、大方 6-68。〇〇さんです。期間は同じとなっておりまして、場所の方が、田野浦字西間 3388 番、畑 1,105 平米です。以下、同じです。6-72、大方 6-69。〇〇さんです。期間が同じで、場所が、田野浦字西間 3389 番、畑 2,211 平米です。以下、同じです。6-73、大方 6-70。〇〇さんです。期間が同じで、場所が、田野浦字西間 3436 番、畑 2,906 平米。以下、同じです。6-74、大方 6-71。〇〇さんです。期間が同じで、田野浦字西間 3444 番、畑 5,626 平米。以下、同じとなっております。こちら、高知県農業公社とで利用権設定後、〇〇さんと利用権設定を行います。全て再設定となっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。利用権の設定ですが、もう再設定でございまして、ほとんど果樹を植えちゃうということでございますが、〇〇さんの場合はきれいに作ってくれてますんで、問題はないかと思います。

〇〇委員 このよ、鞭の場合でも、この 1,064 のうち 992 というのは、これはどういう？

議 長 畦とか、何かそういう使わん部分があるがかもしれんね。
ほかに何か、利用権の設定ではありませんかね。ないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。利用権の設定、大方 6-57 から大方の 6-71 までにつきまして、利用権の設定ですが承認されます方、挙手願います。挙手全員です。議案第 3 号につきまして、承認をされました。第 4 号議案があるそうですので、事務局の方から 4 号議案について追加議案、説明をお願いします。

事務局 追加議案として今日、当日資料でお配りさせていただきました議案第 4 号の資料をお願いします。こちら、非農地証明事務の取扱要綱の案を作成しております。これまで、非農地証については特に規定等がなく、運用の中で事務手続きを行っておりましたので、今回明文化して、事務の取扱要領を作らせていただけたらと思っています。一応、本日、中身をちょっと見ていただきましてご意見などをいただいた後に、町の方で文書審査委員会がありますので、そちらにかけさせていただいて条文を固まってきたものを、最後に、また再度議案として議決をいただくように挙げさせていただきますので、そういった流れで進めさせていただきます。今回、内容についてご説明をさせていただきますので、ご意見等ありましたらいただけたらと思います。

まず、その第 1 条のところから説明をさせていただきます。第 1 条について、目的ということで書かせていただいておりますが、こちらについては一般的な内容で書かせていただきましたので、このとおりにさせていただきます。一応、内容を作成するに当たっては、ほかの市町村で取扱要領などを作っている町村が高知県内でも幾つかありましたので、そういったところを見させていただきながら、また、うちの取り扱いにも適合するように作成をしていきました。

その第 2 条の、非農地証明の対象とする農地、ここが一番重要になる部分かと思いますが、ここを読み上げさせていただきます。

第 2 条、非農地証明の対象とする土地は、次に掲げる要件を満たしている土地とする。

(1)、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地とありまして、こちらは農用地区域内でないことというのがもうそのとおりになってくるので、書かせていただいております。(2)、次のアからカまでのいずれかに該当するものであること。ただし、非農地であることが具体的事実により明らかなものに限る。

ア、農地法の施行の日より前から非農地であった土地。これについてはもう、これ以前からずっと非農地であったということなので、そのままそのとおりで書かせていただきます。

イ、自然災害等により、農地としての復旧が著しく困難になった土地。こちらが、以前あった事例では、雨が降って土砂が崩れてきたりして、そういったことが頻繁に起こる土地ということで、なかなか継続的な利用が難しくなってくるところで非農地の対象として承認をしたという事例があったので、そういった場所になります。

ウ、10年以上にわたり耕作放棄されたため自然改廃し、農地として利用するに当たって一定水準以上の物理的条件整備が必要な次に掲げる土地。ただし、基盤整備事業、その他農業的利用を図るための条件整備事業が計画されていないものに限る。

ア、森林の様相を呈している等、農地に復元することが著しく困難な土地。

イ、土地の周囲の状況から判断し、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地です。

こちら、(ア)については、もうここに書かれているとおり森林の様相を呈しているということで、非農地の証明として挙げさせていただいておるところです。イについては、10年以上耕作放棄されたっていうものがまずあって、その中で例えばこれまであったのが、墓地に囲まれている場所で、ぽつんと農地として残っている場所というものがあって、そこがその森林の様相を呈しているというようなこともないんですけども、なかなかその周辺状況から判断して、継続して利用することができない。なかなか収益も上げていけるような農地ではないといったところで、これまで非農地として判断したことがありまして、そういったものをここで書かせていただいております。続きまして、エ、昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、農地への復元が著しく困難で、かつ、農地行政上も特に支障がないと認められるもの。これについては、特に転用許可なく倉庫とか家、住居が建てられていた。そういったものが事実行為から既に20年以上経過しており、農地の復元が著しく困難であると。そういったことで、今、非農地として判断しているものがありますので、そういったケースになります。転用事実行為から既に20年以上経過というのを入れさせていただいてますが、ここが実は市町村で年数が違いまして、見たところ、県内では15年から20年。県外も見てみますと10年というところもありまして、ここの年数というのが、農業会議にもちょっと聞いてみると、占有で善意と悪意の占有というものがありまして、民法の中にあるんですけども。知らずにやったというものであれば善意ということで、10年たてば取得というものがあるようです。悪意、知ってて故意にやったというものであれば20年という年数で定めてるものがあるようなので、そこをどうも参考にしているようです。なので、今回20年というふうに入れさせていただいておりますが、ちょっとここについては、ご意見があればいただけたらというふうに思います。実際、うちで挙がってきているケースでは、例えば、倉庫が建っていた、住居が建っていたというもので非農地判断しているところがあるんですけど

ども、だいたい20年以上たっておりますので、20年でも規定には沿ったものにはなるということになります。

オになりますが、施行規則第29条第1項に該当する農業用施設等に転用された土地とありますが、これについては、20a未満の農用施設については転用許可がなく、届け出だけで手続きが終わるようになっております。倉庫などを建てる時に、そういった届け出で手続きしていただくことがよくあるんですけども、そういった場所については、その倉庫などが建っている場所については非農地として判断できるということが書かれたものになっているようです。カの方が、カがアからオまでに掲げるもののほか、委員会が非農地であると認める土地というふうになります。一応、対象農地として、以上のように書かせていただいております。最後まで説明をさせていただきます。

次の第3条の手続きについては、これは願出人、申請者ということなんですけども、大体ここは今もこのような内容で取り扱っております、全ての市町村がこの内容で受付をしておりますので、このとおり書かせていただいています。

次のページにいきまして、第4条の非農地証明書の願出については、ここは必要資料などが書かれているものですので、今現在もこういった取り扱いで事務をしておりますので、そのとおり書かせていただいています。第5条、委員会の処理についても、現地で農業委員さん、推進委員さん等が調査をして判断をするとか、そういったことが書かれておりますので、一般的な内容を書かせていただいています。第6条、手数料については、これも手数料条例に非農地証明で2,000円と定めておりますので、もうこのとおりで書かせていただいております。ちょっと走り回りで説明をさせていただきましたが、一番重要になるのが、第2条の非農地証明対象とする農地のところですので、こちらでちょっとご意見があればいただけたらと思うのですが。まだ分からないことなどあったら、聞いていただけたらと思います。

〇〇委員 いいですか。オのこの説明で、農業施設との、20a未満の施設。20aはかなり広い。

事務局 2aです。ごめんなさい。

議 長 大体これ見る限りでは、今までのあれとあんまりは変わらんように思うがやけん、その10年のところがありや20年のところがあるいうがは、ちょっとはおかしい。やっぱり一律にしちよかんと、20年なら20年で。あそこは10年やけん、ここは20年かよ、いうようなこともあったりして、まあ悪意と善意とのあれがあらあね。その悪意でかけたものと、善意いうか知らんづくに建てたもんでその年数が違うというがは、ちょっとおかしいがやないろうか。ほんで一律にしちよかんと、あそこは知らんづくに建てたがやに自分らで。

事務局　　ではなくてですね、もうそれを一律に黒潮町は20年にしたいということで。他の市町村の事例で10年のところも20年のところもあるということなので、それが取扱上決められたものがない。市町村の農業委員会で、各農業委員会のところで判断するというものになっちゃうので、統一ができてない。実際、市町村によって違うよと。で、黒潮町でどうするのかということなのですが、その書きぶりを、この事務局案としては20年ということでしちゃうのですが、それが適当かどうか。悪意か善意かというのは結果的にあまり分からないので、故意に、いかんと思うて建てちゃうが、宅地と思うて、外見上宅地やって地目が、地目はたまたま畑でしたと。それを、本人は宅地と思ってましたというふうになったら、時効が10年になると。で、それが公図もともと調べちゃって、畑で農地転用をするのが面倒くさいけん、知っちゃうけど建てましたということやったら、時効は20年になるよというのが事務局の説明で、その取り扱い上は、各市町村、ネットなんかで調べてみたらばらばらですよ。それで、黒潮町の場合どうしましょうかと。で、場所によっては20年ですけど、そこを、悪意の部分は10年にするとかというのも、書きようによってはそういうことで書けんともないがですけど、それをしよったら判断がつかなくなります、ということです。で、事務局側としては、さっき言ったみたいに悪意と善意とに分からないので、まあ善意やったら10年で時効だよということもあるがですけど、20年の方で取っちゃうたら、まあどっちも取れる。悪意の人も時効になって、まあ言えば転用というか、事実として時効になっちゃうし、10年の方も20年たっちゃうので、10年以上たってますねと。20年やったら時効にかかってますねということもあってですね、20年がええがやないろうかということで書いちゃうがですけど。そこは事務局なので、委員の皆さんが決めてもらうことなので、そういう説明です。

議　長　　どうですかね。もう一律20年、事務局案でいいですかね。

〇〇委員　その分は、判断がしよいわね。

議　長　　そう。ほんじゃけん善意も悪意も分からんけん、もう一律で20年という案で来ちゃうがやけど、いいですかね。

事務局　　補足の説明です。今までなくて、運用でやられてて今まで問題なかったかもしれないがですけど、こういうことでこういう要領があつたら、委員会の皆さまもここで、第2条で書かれてるように、次に書かれている要件を満たしているというところを持って現地で判断していただいてですね。実際、先ほど言ったように20年前から家が建っちゃうかどうかというのはこれでいったら基準になるので、お近くに住みよったら20年以上前から建ってるねということやったら、さっき言いよった20年以上経過ということなんかも判断しやすいと思いますし。あと、また10年にわたって耕作放棄をされたというのはウにあ

るんですけど、森林の様相を呈しちょうとか、あと、イの復元しても継続して利用ができないとかというのを書いてるので、ある一定そういう目線で現地見ていただいた方が判断しやすいのではないかとということですね、こういうものを作ったらどうかということで、事務局案として出させてもらいました。

議 長 分かりましたかね。こういうたたき台があったら、自分らも非農地として判断しよということですが。去年やったか一昨年か、〇〇の方で、何かそういう非農地にしてくれと言うた。見たら、明らかに非農地ではないと。ちょっと手を加えたら農地に復元できるというような土地がありましたが、そこらあたりの判断としても、こういうもんがあったら判断しよんじゃないかと。そのがは非農地にはなりませんでしたが、自分らもその判断するに当たって、非農地証明をこれでは出せませんよとか、これでは出せますねとかいう、判断のたたき台になると思いますのでいいんじゃないかと思いますが。何か皆さんの意見、ありませんかね。

〇〇委員 すいません、すごい知識不足ながやけど。今回出てちょらね、ここの非農地にするがで〇〇さんが。こんながは、行政書士さんがやってくれるけんかまんけど、もしなんちゃ行政書士さんが関係なしにやって私らが非農地に出すとなったら、これは一応、ここでは許可しますみたいになったけど、これが県にいくがかね？

議 長 県やなくて法務局。

事務局 地目変更の書類、法務局で地目を変更をします。で、仮に、今畑ですよ。やけど、そのところに仮に家が建っていて非農地判断しましたと、農業委員会が。そしたら、その非農地証明という証明書を農業委員会が出します。その非農地証明というものを出した後にご本人が、まあそれは司法書士さんに頼むかどうかというのはあるがですけど、ご本人さんが法務局に行って書く非農地証明が添付資料の一つというふうになるので、それをもって地目の変更してくださいということですね。なので、非農地証明自体を出した後に放っちゃったら、法務局の登記は変わらないですね。そのままの地目に、畑やったら畑のままです。

〇〇委員 分かりました、法務局ですね。

〇〇委員 この様式は正規のもんやろう。この非農地証明願の方、願いの方は、案でもなしに、これが正規な紙やろう。これに書いて委員会に出したらええがやろう。この間のがと一緒にやろう。

事務局　　そうです。基本的にこれまでのものと同じです。

議　長　　一応、このたたき台でいいですかね。また、意見があったら、事務局の方に申し出てください。一応、この事務局案での承認を。

事務局　　最終的にはもう一回かけますので、決を取るので、取りあえずは今日はこういうご説明をさせてもらって、取りあえずの了解をもらおうと。今から事務の内部手続きを進めていきますので、そういう内部手続きを進める許可をもらいましたと。それで正式に内部手続きができたら、また決を農業委員会の中で取っていきますので、そういうことでお願いします。

議　長　　分かりましたかね。一応これで議案終わりましたので、記録を止めたいと思います。

(午後 4 時 40 分終了)